

| | |
|--------|------------------|
| 原議保存期間 | 3年(平成30年3月31日まで) |
| 有効期間 | 一種(平成30年3月31日まで) |

庁内各局部課長
各附属機関の長 殿
各地方機関の長
(参考送付先)
各都道府県警察の長

警察庁乙官発第3号
平成27年3月19日
警察庁次長

国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画の運用について
(依命通達)

「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」(平成27年3月国家公安委員会・警察庁決定)の運用に当たって必要な細目事項を下記のとおり定めたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画の運用について」(平成24年3月29日付け警察庁乙官発第4号)は廃止する。

命により通達する。

記

第1 政策評価委員会の設置

- 1 警察庁に、政策評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する在り方及びその運営について審議することを任務とする。
- 3 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干名で組織し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 長官官房長

副委員長 長官官房総括審議官

長官官房政策評価審議官

委員 長官官房審議官

長官官房技術審議官

長官官房首席監察官

長官官房総務課長

長官官房参事官(企画担当)

長官官房参事官(サイバーセキュリティ担当)

長官官房人事課長

長官官房会計課長

長官官房国家公安委員会会務官

生活安全局生活安全企画課長

刑事局刑事企画課長

刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長

交通局交通企画課長
警備局警備企画課長
警備局外事情報部外事課長
情報通信局情報通信企画課長
警察大学校警察政策研究センター所長
長官官房総務課警察行政運営企画室長
科学警察研究所総務部長
その他委員長が指名する者

- 4 (1) 委員会は、次に掲げる場合その他必要のある場合に開催するものとする。
 - ア 政策評価に関する基本計画を策定する場合
 - イ 実績評価計画書を策定する場合
 - ウ 政策評価の実施に関する計画を策定する場合
 - エ 実施結果報告書を作成する場合
 - オ 評価書及び経過報告書を作成する場合
 - (2) 委員会の議事は、委員長が主宰する。
 - (3) 委員長に事故のあるときは、筆頭副委員長が委員長の職務を行う。
 - (4) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求めることができる。
 - (5) (1)から(4)までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。
- 5 委員会の庶務は、長官官房総務課（以下「総務課」という。）において処理する。
- ## 第2 実績評価方式により評価を実施する場合の手続
- 1 実績評価計画書の策定
 - (1) 政策評価担当課の長は、翌年度に実施する評価について、当該局部ごとに基本目標及び業績目標を策定するとともに、業績目標についての政策所管課（課に準ずるものを含み、複数の政策所管課がある場合は、主たる政策所管課をいう。以下同じ。）を指定するものとする。
 - (2) (1)にかかわらず、2以上の局部に共通する政策について評価を行う必要があるときは、当該政策に関する調整に係る事務を所掌する課の長が基本目標及び業績目標を策定するものとし、当該課を政策所管課とする。
 - (3) 業績目標の政策所管課の長は、翌年度に実施する評価に係る実績評価計画書の案を策定して、政策評価担当課の長に提出する。ただし、(2)の政策所管課の長は、実績評価計画書の案を長官官房総務課長（以下「総務課長」という。）に提出するものとする。
 - (4) 政策評価担当課の長は、政策所管課の長から提出された実績評価計画書の案を審査し、これを取りまとめて総務課長に提出するものとする。
 - (5) 総務課長は、政策評価担当課又は政策所管課の長から提出された実績評価計画書の案を審査し、これを取りまとめ、委員会における審議を経て、警察庁長官（以下「長官」という。）に進達するものとする。

- (6) 評価期間途中の業績目標及びその業績指標については、原則として、前年度の実績評価計画書と同様のものを記載する。ただし、社会経済情勢の変化、評価方式の適否等を考慮して業績目標又は業績指標を追加若しくは削除又は変更をすることができる。
- (7) 実績評価計画書の様式は、別に総務課長が定める。

2 評価書等の策定

- (1) 業績目標の政策所管課の長は、前年度実施した評価に係る評価書及びその要旨の案を策定し、政策評価担当課の長に提出するものとする。ただし、1(2)の政策所管課の長は、評価書及びその要旨の案を総務課長に提出するものとする。
- (2) 政策評価担当課の長は、政策所管課の長から提出された評価書及びその要旨の案を審査し、これを取りまとめ、総務課長に提出するものとする。
- (3) 総務課長は、政策評価担当課又は政策所管課の長から提出された評価書及びその要旨の案を審査し、これを取りまとめ、委員会における審議を経て、長官に進達するものとする。
- (4) 評価書及びその要旨の様式は、別に総務課長が定める。

第3 事業評価方式により評価を実施する場合の手続

- 1 事業評価方式により評価を実施しようとする政策所管課の長は、評価の対象とする政策及び評価手法等評価の概要を、事前に、政策評価担当課の長及び総務課長に提出するものとする。
- 2 政策評価担当課の長若しくは総務課長又は委員会は、政策所管課の長に対して、評価を実施することが必要と認められる政策について、評価を実施するように求めることができる。
- 3 評価を実施した政策所管課の長は、次に掲げる事項を記載した評価書及びその要旨の案を策定し、政策評価担当課の長及び総務課長の審査並びに委員会における審議を経て、長官に進達するものとする。
 - (1) 評価の対象とした政策
 - (2) 評価の観点
 - (3) 効果の把握の手法及びその結果
 - (4) 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
 - (5) 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項
 - (6) 評価を実施した時期
 - (7) 政策所管課
 - (8) 評価の結果
- 4 政策所管課の長は、必要に応じ、次に掲げる事項を記載した経過報告書及びその要旨の案を策定し、政策評価担当課の長及び総務課長の審査並びに委員会における審議を経て、長官に進達するものとする。
 - (1) 評価の対象とした政策
 - (2) 評価の観点
 - (3) 効果の把握の手法及びその経過

- (4) 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
- (5) 経過を測定する際に使用した資料その他の情報に関する事項
- (6) 経過を測定した時期
- (7) 政策所管課

第4 総合評価方式により評価を実施する場合の考え方及び手続

- 1 次に掲げる場合において評価を実施するときは、総合評価方式により実施するものとする。
 - (1) 実績評価方式による評価において、目標の妥当性の検討や目標に対する実績の評価の際に、掘り下げた総合的な評価が必要と判断された場合
 - (2) 法律の見直し条項による制度の見直しや、期限が到来した時限法のその後の対応の検討を行う場合
 - (3) 各種中長期計画の策定や改定を行う場合
- 2 総合評価方式により評価を実施しようとする政策所管課の長は、評価の対象とする政策及び評価手法等評価の概要を、事前に、政策評価担当課の長及び総務課長に提出するものとする。
- 3 政策評価担当課の長若しくは総務課長又は委員会は、政策所管課の長に対して、総合評価方式により評価を実施することが必要と認められる政策について、評価を実施するように求めることができる。
- 4 総合評価方式により評価を実施した政策所管課の長は、次に掲げる事項を記載した評価書及びその要旨の案を策定し、政策評価担当課の長及び総務課長の審査並びに委員会における審議を経て、長官に進達するものとする。
 - (1) 行政課題
 - (2) 評価の対象とした政策
 - (3) 評価の観点
 - (4) 効果の把握の手法及びその結果
 - (5) 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
 - (6) 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項
 - (7) 評価を実施した時期
 - (8) 政策所管課
 - (9) 評価の結果
- 5 政策所管課の長は、必要に応じ、次に掲げる事項を記載した経過報告書及びその要旨の案を策定し、政策評価担当課の長及び総務課長の審査並びに委員会における審議を経て、長官に進達するものとする。
 - (1) 行政課題
 - (2) 評価の対象とした政策
 - (3) 評価の観点
 - (4) 効果の把握の手法及びその経過
 - (5) 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
 - (6) 経過を測定する際に使用した資料その他の情報に関する事項

- (7) 経過を測定した時期
- (8) 政策所管課

第5 規制の事前評価に係る評価書等の記載事項

- 1 第3の3及び第4の4に掲げる事項にかかわらず、規制の新設又は改廃に係る政策の事前評価に係る評価書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 規制の名称
 - (2) 担当部局
 - (3) 評価実施時期
 - (4) 規制の目的、内容及び必要性
 - (5) 法令の名称・関連条項とその内容
 - (6) 想定される代替案
 - (7) 規制の費用
 - (8) 規制の便益
 - (9) 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）
 - (10) 有識者の見解その他関連事項
 - (11) レビューを行う時期又は条件
- 2 規制の新設又は改廃に係る政策の事前評価に係る評価書の要旨の様式は、別に総務課長が定める。

第6 租税特別措置等に係る評価書等の様式

租税特別措置等に係る評価書及びその要旨の様式は、別に総務課長が定める。

第7 政策評価の結果の政策への反映状況についての報告

政策所管課の長は、政策評価の結果を政策の企画立案作業に反映させたときは、当該政策評価の概要並びに企画及び立案への反映の内容を明らかにして、速やかに、総務課長に報告するものとする。

第8 政策評価の実施に関する計画の策定手続

総務課長は、政策評価担当課の長又は政策所管課の長と協議の上、翌年度に事後評価の対象とする政策その他必要な事項を記載した政策評価の実施に関する計画の案を策定し、委員会における審議を経て、長官に進達するものとする。

第9 実施結果報告書の策定手続

総務課長は、政策評価担当課又は政策所管課の長と協議の上、前年度実施した評価の結果の概要並びに前年度における評価の結果の政策への反映状況その他必要な事項を記載した実施結果報告書の案を策定し、委員会における審議を経て、長官に進達するものとする。

第10 国家公安委員会の決裁手続

- 1 総務課長は、次に掲げる計画書等の作成に際しては、長官に進達した後、国家公安委員会の決裁を受けるものとする。
 - (1) 実績評価計画書
 - (2) 実績評価方式による評価に係る評価書
 - (3) 政策評価の実施に関する計画

(4) 実施結果報告書

2 政策所管課の長は、次に掲げる評価書の作成に際しては、長官に進達した後、国家公安委員会の決裁を受けるものとする。

- (1) 事業評価方式による評価に係る評価書及び経過報告書
- (2) 総合評価方式による評価に係る評価書及び経過報告書